

# 漁船保険・漁業共済事業に関する検討会取りまとめ

平成27年7月14日  
漁船保険・漁業共済事業に関する検討会

はじめに

漁船保険事業及び漁業共済事業は、自然災害等で生じる損害等を補填することによって、漁業経営の安定に寄与する重要な事業である。

一方で、近年、漁業者の減少・高齢化や、配合飼料価格の高騰等による漁業経営環境の悪化に加え、先の東日本大震災によって甚大な被害を被るなど、漁業を巡る現状は日に日に厳しくなっているところである。

このような我が国の漁業を巡る厳しい状況を踏まえ、漁船保険事業においては、保険事業としての安定性の確保及び事業基盤の強化を図るため、漁船保険団体の組織統合一元化による安定的な事業実施体制の確立が重要な課題となっており、また、漁業共済事業においては、未加入漁業者が加入しやすいよう加入要件の見直し等を図っていく必要性が生じている。

このため、平成26年10月に、学識経験者や水産団体の関係者等からなる「漁船保険・漁業共済事業に関する検討会」を開催し、専門的な議論を重ねてきた。

この取りまとめは、これまでの議論を踏まえ、今後の検討方向や検討すべき課題を取りまとめたものであり、本検討会としては、今後、水産庁がこの取りまとめの中で提示した検討すべき内容や課題を受けとめ、さらに検討を進め、我が国漁業や漁業者に資する施策へと具体化していくことを期待するものである。

# 第1 漁船保険事業の安定的な実施体制の確立に向けて

## 1 漁船保険事業の役割と近年の情勢

- 漁船保険事業は、漁業者にとって最も重要な生産基盤である「漁船」を守る保険として、災害や不慮の事故等により生じた損害を補填する制度であり、漁業者の経営安定に重要な役割を果たしてきたところである。
- 一方で、近年、漁業就業者の減少・高齢化の進行や、漁船所有者の経営環境の悪化等、我が国漁業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、これに伴い、漁船保険事業においても、引受隻数の減少による保険母集団の減少、船齢の高齢化による保険価額の減少等が進行しているところ。
- また、岩手・宮城両県をはじめとして多数の漁船所有者に甚大な被害をもたらした先の東日本大震災の際に、漁船保険の保険金支払が漁業者の経営再建に大きく寄与した一方で、岩手・宮城両県の漁船保険組合においては、当該組合だけでは保険金全額の支払ができない事態となったところ。
- さらに、今後、南海トラフ地震のような大規模災害の発生も想定されるところであり、現在の県単位等の漁船保険組合では大規模災害発生時等に十分な対応ができないおそれ。
- このような状況を踏まえれば、より安定的な保険事業の基盤を確保していく必要があり、このため、漁船保険団体においては、漁船保険組合・漁船保険中央会を統合し、全国を通じて一とすることを検討しているところ。
- この組織統合一元化は、組合内で危険分散を図ること等を目的とするものであり、これがなされれば漁船所有者の安心な操業にも繋がることから、組織統合一元化を可能とする制度を整備するとともに、近年の漁船保険を取り巻く情勢、漁業者ニーズに対応した漁船保険制度の見直しを図っていくことが必要。

## 2 漁船保険事業に関する具体的な検討事項

### (1) 組織統合一元化における再保険のあり方について

- 現在、漁船保険制度においては、県単位等の漁船保険組合が漁船所有者の保険契約を引き受け、地域での危険分散を担い、全国団体である漁船保険中央会が漁船保険組合に対して再保険を行い、全国的な危険分散を担い、さらに国が再々保険により大規模災害発生時や災害多発時の対応を担っていると

ころ。

- 漁船保険団体が組織統合一元化した場合、現行制度において前提とされている「漁船保険組合一漁船保険中央会一国」という3段階の再保険関係は維持できない。
- このため、組織統合一元化に当たっては、「統合一元化した漁船保険団合一国」という、2段階の再保険関係を可能とするよう措置することが必要。
- この場合であっても、「漁船保険団体における責任ある引受審査」、「大規模災害発生時の国による危険負担」については引き続き確保していくことが必要であることから、2段階の再保険関係における漁船保険団体と国との責任分担は、これまで漁船保険組合一漁船保険中央会が担ってきた責任を統合一元化組織が担うこととすることが適当。

## **(2) 組織統合一元化における異常保険料のあり方について**

- 異常保険料率は、台風、風浪、低気圧、突風等の異常な自然災害に係る危険率のうち標準的な危険率を超えるもの（異常危険率）を基礎として地域毎に設定。台風等の異常な自然災害が不可抗力に近く漁船所有者の瑕疵によるものではないこと及び異常な自然災害に対して事故率が高い零細な中小漁船所有者の支援を図ること等から、現在、100トン未満漁船に対し異常保険料の全額を国庫負担している。
- 異常な自然災害は、全国一律に発生するわけではないことを踏まえれば、異常保険料率は、漁船保険団体が組織統合一元化した後であっても、引き続き地域ごとに設定することが適当。
- また、異常な自然災害が不可抗力的に発生するという点からすれば、現行の異常保険料の国庫負担については引き続き維持することが適当であるが、その範囲をどのように設定するかについては、近年の異常な自然災害の発生状況や漁船の被災状況、被災地域における保険収支状況や国の厳しい財政状況における国民負担のあり方等に十分留意することが適当。

## **(3) 満期保険のあり方について**

- 満期保険は、普通損害保険事故による損害の補填に加えて、漁船の適期における更新を容易にするため、保険期間満了時に保険金額相当額を保険金と

して支払うものであるが、その加入隻数の減少が続いているところである。

- この原因としては、現行の積立年数と漁船の平均使用年数にずれが生じていることが考えられることから、このずれを解消するとともに、漁業者の単年度当たりの保険料負担を軽減し、より長い積立期間をとることを可能にするため、保険期間を延長することが適当。
- また、FRP漁船の普及等により漁船が長期にわたり使用できるようになっていることや、高船齢化により満期保険に加入できない漁船が多数存在しているといった現状を踏まえれば、満期保険における船齢制限の条件を緩和し、より多くの漁船が満期保険に加入できる途を開くことが適当。

#### (4) 特殊保険及び漁船乗組員給与保険のあり方等について

- 特殊保険は、だ補、襲撃等による漁船の損害を補填するものであり、漁船乗組員給与保険は、乗組員が抑留された場合の給与支払いを補償するもの。
- 両保険は、加入者数は減少傾向にあるものの、近年においても拿捕事案が発生するなど引き続き一定のニーズが存在するとともに、共通した保険母集団を有することから、特に事業規模が小さい漁船乗組員給与保険について、特殊保険と統合すること等によって保険事業としての安定性の確保及び事業基盤の強化を図ることが適当。
- また、襲撃等に伴って船主が負う責任については、国際条約上求められる保険加入義務に対応するため、これらに伴う船主の責任を填補することを可能にすることが適当。
  - ※締約国の港へ入港する船舶に対して保険加入義務を課す国際条約
    - ・バンカー条約（燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約）
    - ・ナイロビ条約（海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約）
- なお、漁船乗組員給与保険のあり方については、上記のとおり、新たな船主の責任を填補する見直しを検討することを踏まえ、漁船乗組員給与保険を漁船船主責任保険に取り込むことの可否も含め十分検討すべき。

## 第2 意欲ある漁業者が加入しやすい漁業共済制度の改善に向けて

### 1 漁業共済事業の役割と近年の情勢

- 漁業共済制度は、漁業者がその営む漁業につき災害等の異常の事象によって受ける損害を填補することにより、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保する役割を担い、今日まで漁業経営の安定に大きく貢献。本制度は昭和39年の制度発足以来、数次にわたる制度改正による制度の充実を図ってきており、直近では平成21年に制度改正を行い、漁業者ニーズに対応した新たな填補方式の導入や養殖共済に新たな魚種の追加等が講じられたところ。
- しかしながら、近年、漁業就業者の減少・高齢化の進行や、養殖業における配合飼料価格の高騰等、我が国漁業を取り巻く環境は厳しいものとなっている一方で、漁業者のセーフティネットである漁業共済においては、依然として約3割が未加入となっており、さらなる加入拡大が求められているところ。また、先の東日本大震災においては、岩手・宮城・福島をはじめとして、全国の海面漁業・養殖業生産量の5割を占める7道県を中心に広域な地域で甚大な被害が生じたところであり、今後、南海トラフ地震のような大規模災害の発生も想定され、共済制度の更なる基盤強化が必要。
- このような状況を踏まえれば、広汎な漁業者の加入による相互救済と共済事業の健全化により、安定的な共済事業の基盤を確保していく必要があり、このため、漁業者にとってより魅力のある制度や意欲ある漁業者が加入しやすい制度へ改善することが必要。

### 2 漁業共済事業に関する具体的な検討事項

#### (1) 養殖共済における全員加入制度のあり方について

- 養殖共済においては、同一の加入区で全員が加入に賛成しない限り、共済加入できないという全員加入制度を採用。この制度は、加入区一体となって共済への加入が図られることから、共済の加入促進に大きな役割を果たし、台風等の際の漁場の混乱時における損害の適切な認定を可能とするとともに、混乱に乗じて不正請求を行うような「損害の付替え」の防止にも寄与してきたところ。
- しかしながら、近年では、漁業者の経営状況も多様化し、漁業共済のニーズも漁業者によって様々であり、特に、自らの経営に占める漁業の割合が低

い者などは、漁業共済の必要性が低く、加入しないという選択をすることもあるが、同制度の下では、加入区内にこのような者が一人でもいると、漁業で生計を立て、漁業共済が必要と考える者までも共済に加入できない。実際に、そのような事例が発生している地区があり、同制度は、近年においては、漁業共済に加入したいという個人の自由・権利を阻害している面がある。

なお、「損害の付替え」は、養殖施設が堅牢化し漁場の混乱が生じにくくなっている等の現状に鑑みれば、「損害の付替え」が行われることは想定しづらいところ。

- これらの状況を踏まえ、個々の養殖業者が自らの自由意思で漁業共済に加入できるようにするという観点から、同制度については撤廃することが適当。一方で、同制度を撤廃する場合、現に全員加入が成立している地区について、見直し前後で不利益が発生しないよう配慮することが適当であり、また、同制度は共済への加入促進に大きな役割を果たしてきた面もあり、共済への加入状況や財政負担を考慮しつつ、引き続き集団的な加入へのインセンティブに配慮した効率的な制度とするよう検討すべき。

## (2) 漁獲共済及び特定養殖共済における義務加入制度のあり方について

- 漁獲共済及び特定養殖共済における義務加入制度は、全員加入制度と異なり、地区内で反対者がいたとしても、賛成者のみで共済加入することは可能であるところ、集団的な加入を促進するという観点から、加入区内の「全員」が共済加入した場合、通常よりも高い掛金補助が受けられる仕組みとなっている。

※ 「全員」については、

- ・ 漁獲共済においては、一年を通じ90日以上漁業を営む者
- ・ 特定養殖共済においては、特定養殖業を営む者の全員とされている。

- しかしながら、年金生活者や農業との兼業者などの増加により、漁業依存度の低い者が加入区内に増えてきた事例もあり、このような者には、出漁日数等が多いが生産金額は少ないという者も多く、漁獲共済においては、このような者も含めて共済加入することが必要であり、また、特定養殖共済においては、特定養殖業を営む日数にかかわらず、特定養殖業を営む者の「全員」が加入することが必要であり、このような漁業依存度の低い者が共済加入しないことで、漁業依存度の高い者が義務加入制度のメリットを受けられない事例が発生。

- これらの状況を踏まえ、漁獲共済においては漁業依存度の低い漁業者を加入区内の「全員」から免除するなど、意欲ある漁業者が加入しやすい制度とし、日数要件の見直しのほか、日数の算定の仕方、地区や漁業区分の設定の仕方などでの対応も含め、漁業現場の実態に応じた対応をとる必要があり、また、特定養殖共済もそれに準じた見直しを行うことが適当。
- 一方で、義務加入制度は、加入推進に大きな役割を果たしていることから維持することが適当であり、共済への加入状況や財政負担を考慮し、引き続き集団的な加入へのインセンティブに配慮した効率的な制度としつつ、漁業者が行う義務加入手続きが漁業者に対する過剰な負担とならないよう、手続きの簡素化等の措置についても講じていくことが適当。

### **(3) うなぎ等の実態に適合した漁業共済制度について**

- うなぎについては、養殖用種苗のシラスウナギの国内採捕量が長期的に減少しており、うなぎ資源の持続的な利用を確保するため、同一資源を利用する周辺国とともに国内外での資源管理対策を推進しており、国内では、平成26年6月に内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）が制定。平成26年11月からうなぎ養殖業は同法に基づく届出制となり、池入数量等の報告も義務付けされ、さらに、平成27年6月からは、農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として許可制に移行され、平成28年漁期（平成27年11月～平成28年10月）からは、うなぎ養殖業におけるうなぎ稚魚の池入量を法律に基づき制限することが可能となるなど、うなぎ養殖を巡る情勢は近年急速に変化。
- これまでは、一般に、内水面養殖業については、漁業共済制度上、保険設計が可能なだけの十分な母集団が無いものも多く、漁協系統組織の協力の下で損害査定を十分に行うことが困難であること等の理由で、共済対象とされていなかったところ。

近年、うなぎ養殖業については、養殖業者から共済に追加してもらいたいとの要望があるものの、濁り水の中で行われ随時の尾数の把握が難しいのではないかとの指摘もあり、また、養殖期間を踏まえ1年を超える共済責任期間を設定することが求められる等、これまでの養殖共済制度の下で単純に共済対象魚種に追加するのみでは対応が難しいと考えられるところ。

また、ひらめについて、以前は海面養殖が主流であったが、近年、飼育環境の人為的管理が可能、場所の制約が少ない等のメリットから、陸上養殖への移行が行われてきたが、病気による死亡率が高いこと、人工種苗の導入が通年可能であること等が保険設計上の課題。

- うなぎ養殖業等については、共済ニーズがあること、また、近年の情勢の変化を踏まえ、養殖共済制度で対応することも含め必要な制度見直しを行うとともに、関係漁協及び養殖業者の協力を得て、詳細な保険設計を進め、事業実施体制を整備し円滑な実施につなげていくことが適当。

## 漁船保険・漁業共済事業に関する検討会開催要領

### 第1 目的

漁船保険事業及び漁業共済事業は、自然災害等で生じる損害等を補填することによって、漁業経営の安定に寄与する重要な事業である。

一方で、漁船保険事業においては、加入漁船の減少などに対応するため、漁船保険団体の組織統合一元化を含めた安定的な事業実施体制の確立が重要な課題となっており、また、漁業共済事業においては、未加入漁業者が加入しやすいよう加入要件の見直し等を図っていくことが必要である。

このことから、漁船保険事業及び漁業共済事業の今後のあり方を検討するため、学識経験者等による検討会を開催する。

### 第2 構成

- 1 漁船保険・漁業共済事業に関する検討会（以下「検討会」という。）は、学識経験者（水産経済学、保険学、保険数理）、損害保険会社、水産関係団体の委員をもって構成する（別紙）。
- 2 検討会は、漁船保険事業に関する検討を中心に行う漁船保険検討ワーキンググループ及び漁業共済事業に関する検討を中心に行う漁業共済検討ワーキンググループを置くことができるものとする。
- 3 漁船保険検討ワーキンググループ及び漁業共済検討ワーキンググループは、検討会の委員及び特別委員（漁船保険組合及び漁業共済組合の役職員）をもって構成する。
- 4 検討会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

### 第3 運営

- 1 検討会は、水産庁漁政部長が開催する。
- 2 検討会の議事進行は、それぞれの座長（座長欠席の場合は副座長）が行う。座長及び副座長は、委員及び特別委員の互選により選任するものとする。

### 第4 その他

- 1 検討会は、原則公開する。
- 2 検討会の事務局（庶務）は、水産庁漁政部漁業保険管理官とする。
- 3 本要領に定めのないもので検討会の運営上必要な事項については、別途検討会で定める。

## 漁船保険・漁業共済事業に関する検討会委員等名簿

【委員】

座長◎ 副座長□ 五十音順・敬称略

| 氏名                       | 現職   | 漁船保<br>険 WG | 漁業共<br>済 WG |
|--------------------------|--|-------------|-------------|
| い  なわしろ  けんいち<br>猪苗代  健一 | 全国漁業共済組合連合会専務理事  |             | ○           |
| お  おしま  ひかる<br>大島  光     | 新日本有限責任監査法人 金融アドバイザー<br>部 エグゼクティブディレクター<br>(日本アクチュアリー会正会員) | ○           | ○           |
| な  かい  さとし<br>中出  哲      | 早稲田大学教授(保険法)   | ○           | ○           |
| な  が  や  のぶひろ<br>長屋  信博  | 全国漁業協同組合連合会代表理事専務  |             | ○           |
| ば  ば  おさむ<br>馬場  治       | 東京海洋大学教授(水産経済)   | ◎           | ◎           |
| ふ  じた  じゅんいち<br>藤田  純一   | 一般社団法人海洋水産システム協会会長   | ○           |             |
| み  き  なつこ<br>三木  奈都子     | (独)水産大学校教授(水産経済)   | □           | □           |
| み  やけ  てつお<br>三宅  哲夫     | 漁船保険中央会副会長   | ○           |             |
| みやざき  たけし<br>宮崎  武志      | 東京海上日動火災保険(株)船舶営業部長  | ○           | ○           |

【特別委員】

五十音順・敬称略

| 氏名                     | 現職            | 漁船保<br>険 WG | 漁業共<br>済 WG |
|------------------------|---------------|-------------|-------------|
| さ  とう  よしのぶ<br>佐藤  由信  | 青森県漁船保険組合専務理事 | ○           |             |
| つ  だ  かなめ<br>津田  要     | 北海道漁業共済組合専務理事 |             | ○           |
| は  まにし  とよひろ<br>浜西  豊弘 | 愛媛県漁業共済組合参事   |             | ○           |
| よ  だ  かつよし<br>与田  勝義   | 長崎県漁船保険組合専務理事 | ○           |             |

※役職は委員就任時

## 漁船保険・漁業共済事業に関する検討会の開催状況

### ○漁船保険・漁業共済事業に関する検討会（本検討会）

第1回 平成26年10月14日（火） 現行制度の概要を説明

第2回 平成27年7月14日（火） 取りまとめ（案）を議論、決定

### ①漁船保険検討ワーキンググループ

第1回 平成26年10月14日（火） 現行制度の概要を説明

第2回 平成27年1月7日（水） 検討課題について議論

第3回 平成27年3月30日（月） 検討課題について議論

第4回 平成27年6月12日（金） 論点整理（案）について議論

第5回 平成27年7月14日（火） 取りまとめ（案）を議論、決定

### ②漁業共済検討ワーキンググループ

第1回 平成26年10月14日（火） 現行制度の概要を説明

第2回 平成27年1月7日（水） 検討課題について議論

第3回 平成27年3月30日（月） 検討課題について議論

第4回 平成27年6月12日（金） 論点整理（案）について議論

第5回 平成27年7月14日（火） 取りまとめ（案）を議論、決定